

旭川市水道局随意契約の公表について

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号の規定に基づく随意契約を行ったので、旭川市水道局契約規程第18条の2第3項の規定により公表します。

令和6年10月1日

旭川市水道事業管理者 佐藤 幸輝

1 契約の名称及び概要

(1) 契約の名称 水道メーター分解業務

(2) 契約の概要

ア 業務内容

使用済み水道メーターを有価物と廃棄物に分解・分別する業務

イ 履行期間

令和6年10月1日から 令和7年2月28日まで

ウ 業務の問い合わせ先

旭川市上常盤町1丁目 旭川市水道局3階

旭川市上下水道部管路管理課給排検針係

電話 0166-24-3140

2 契約を締結した年月日 令和6年10月1日

3 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 旭川市豊岡8条5丁目2番4号

特定非営利活動法人 ニムビン

理事長 山口 昌宏

(2) 旭川市旭神2条3丁目6番25号

就労継続支援B型事業所 POKKAPOKA

理事長 和田 洋輔

4 契約金額

1個当たり 93.5円（うち消費税及び地方消費税の額8.5円）

5 契約の相手方とした理由

次の選定基準を満たす事業所であり、代表2者による見積合せを行い、予定価格内で決定した価格（単価）で契約締結することに同意があったため。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同法第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設であること。

(2) 旭川市内に拠点を有すること。

(3) 当該業務を履行する能力を有すること。